

補助者届出に関する注意事項

平成 30 年 6 月 4 日

① 補助者の設置届出の場合

- ・ 補助者設置届（様式第 1 号）
- ・ 補助者となるべきものの履歴書（任意様式、A～D記載のこと）
 - A) 在職期間を明記した職歴
 - B) 勤務先名称
 - C) 保有資格
 - D) 行政書士事務所入所日
- ・ 会員の誓約書（様式第 2 号）
- ・ 補助者の誓約書（様式第 3 号）
- ・ 住民票（届出提出日 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 上半身写真 1 枚（設置届の上部空白部分に貼付）
（縦 3 × 横 2.5cm、無背景で届出提出日 3 ヶ月以内に撮影されたもの）
- ・ 手数料 ￥5, 000-

② 補助者証更新申請の場合

- ・ 補助者証更新申請書（様式第 4 号）
- ・ 上半身写真 1 枚（更新申請書の上部空白部分に貼付）
（縦 3 × 横 2.5cm、無背景で届出提出日 3 ヶ月以内に撮影されたもの）
- ・ 氏名変更のある場合は、戸籍抄本（届出提出日 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 住所変更のある場合は、住民票（届出提出日 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 手数料 ￥4, 000-

*補助者証有効期間満了日の 3 ヶ月前から有効期間満了日までに申請のこと

有効期限日当日までに本会へ到着しなかった場合は、更新ではなく新たに設置となりますので、ご注意ください（設置届書類一式及び補助者証の返納、設置手数料 5,000 円が必要になります）。

③ 補助者の変更届の場合（補助者の氏名・住所の変更）（補助者証記載事項の変更）

- ・ 補助者変更届（様式第 5 号）
- ・ 補助者の氏名変更の場合は、戸籍抄本（届出提出日 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 補助者の住所変更の場合は、住民票（届出提出日 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 会員の氏名・法人名・事務所所在地変更の場合は、
行政書士変更登録申請書控え
- ・ 上半身写真 1 枚（変更届の上部空白部分に貼付）
（縦 3 × 横 2.5cm、無背景で届出提出日 3 ヶ月以内に撮影されたもの）
- ・ 手数料 ￥1, 000-

④ 補助者証紛失の場合

- ・ 補助者証・補助者章 再交付申請書（様式第6号）
- ・ 紛失届・誓約書（様式第7号）
- ・ 上半身写真1枚（申請書の上部空白部分に貼付）
（縦3×横2.5cm、無背景で届出提出日3ヶ月以内に撮影されたもの）
- ・ 手数料 ￥1,000-

⑤ 補助者徽章紛失の場合

- ・ 補助者証・補助者章 再交付申請書（様式第6号）
- ・ 紛失届・誓約書（様式第7号）
- ・ 手数料 ￥1,500-

⑥ 補助者の廃止届出の場合

- ・ 補助者廃止届（様式第8号）
- ・ 補助者証、補助者章（徽章）を本会に返却のこと
（紛失等により返却できない場合は「紛失届・誓約書（様式第7号）」を添付）

申請・届出の提出方法について

- ・ 大阪府行政書士会に郵送又はご持参ください。

手数料について

- ・ 郵送の場合、手数料は現金書留・小為替又は郵便局払込でお願いします。
【ゆうちょ銀行から払込】 加入者名：大阪府行政書士会 口座番号 00940-4-103197
【ゆうちょ銀行以外から払込】
ゆうちょ銀行（当座）〇九九店（ゼロキユウキユウ店） 口座番号：0103197
- ・ 払込で納付する場合は、届出・申請書と一緒に払込書控えコピーも同封してください。

補助者証の交付までの期間について

- ・ 補助者証の交付は届出から約2週間を要します。届出は余裕をもって行っていただくようお願いします。

～以下、参考資料（新入会員のためのマニュアル抜粋）～

補助者に関する事項

行政書士は、その事務に関して補助者を置くことができる（法施行規則第5条）。この事務とは、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務の補助及びその業務に付随して処理する必要のある事務をいう。

しかし、行政書士の業務はあくまでも行政書士の責任においてなされなければならないものであって、補助者に一任してしまうことは許されないし、また、補助者に作成させた書類は必ず点検の上、その書類に記名して職印を押さなければならない。

さらに、行政書士が補助者を置いたとき、補助者に異動があったとき、又は補助者を置かなくなったときには、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならないこととなっている（法施行規則第5条第2項）。

補助者は、その業務を遂行するにあたり行政書士会が発行する補助者証を携帯し、補助者章を着用しなければならない。

<法施行規則>

（補助者）

第5条 行政書士は、その事務に関して補助者を置くことができる。

2 行政書士は、前項の補助者を置いたとき又は前項の補助者に異動があったときは、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなったときも、また同様とする。（法施行規則第12条の3で「行政書士法人」に準用）

以上